

## アメリカの国立公園利用におけるペットの規制について

○古谷 勝則 (千葉大学園芸学部)  
油井 正昭

### 国立公園、ペット、アメリカ、野外レクリエーション

#### 1. 研究の目的

野外レクリエーションを行う目的は多様であるが、具体的には体力増進と健康に関連した理由が最も多く、その他にワクワクする体験をしたい、野外及び自然を楽しみたいなどがあげられる<sup>1)</sup>。これらのことが野外レクリエーションを日常生活に結びつけた生活行動にしているといえる。アメリカ合衆国の場合、国立公園システムにより体系的に整備されており、20種類にもおよぶ様々なタイプの公園が全国に368箇所整備されている<sup>2)</sup>。1994年には2億6860万人がこれらの公園を利用している<sup>3)</sup>。アメリカ合衆国では長期間旅行をしながら国立公園で野外レクリエーションを行い、その時、犬などのペットを連れて旅行をする人々が非常に多い。日本でも今後、有給休暇や長期休暇制度の充実に伴い、野外レクリエーションを楽しみながら旅行をする事が普及してくると考えられる。そこで、アメリカ合衆国の国立公園における公園管理上のペットの規制を把握し整理することとした。

#### 2. 研究の方法

本研究の対象地は、アメリカ合衆国の国立公園システムを中心になる国立公園50箇所である<sup>4)5)</sup>。アメリカ合衆国西部地域を1991年4～5月と1992年3月の2回に亘って利用し、その時得た資料と経験を基に研究を進めた。国立公園の滞在期間は約20日で、イエローストーン国立公園、グランドキャニオン国立公園、ヨセミテ国立公園、ザイオン国立公園、セコイア国立公園等に滞在し、国立公園で利用者に配布しているリーフレット、ガイドブック、広報誌などを現地で収集した。現地で収集した資料と文献<sup>6)7)</sup>より、アメリカ合衆国の50国立公園における利用規制の現状を整理した。また、アメリカ合衆国の「The U.S. House of Representatives Internet Law Library Code of Federal Regulations (米国下院議会インターネット連邦法ライブラリー)」より、ペットに関する連邦法の条文を検索し、条文のペットの規制を調査した。検索に用いたキーワードはpets, dog, catである。この結果より連邦法の条文中における国立公園のペットに対する利用規制の現状を明らかにした。

#### 3. 50国立公園における規制の状況

現地で収集した資料と文献よりアメリカの国立公園における利用規制の現状を整理し、表1に示した。表中の「紐で許可」は紐等でつないで拘束したり、あるいは、物理的に常時ペットを閉じ込めるような状況を意味している。全50国立公園のうちから不明が6国立公園あり、これを除いた44公園中42公園で、規制を行っていた。規制がないのは2公園のみで、コバックバリー国立公園とレイククラーク国立公園であり、両方ともアラスカにある。これらの国立公園では、移動の手段や狩猟補助として犬が使われると考えられるが、原則的にはペットの持ち込みをしないように勤めている。全面的に禁止（一部指定地域を除く）しているのは6公園あり、チャネルアイランド国立公園、アイルロイアル国立公園、カトマイ国立公園、マウントレーニア国立公園、ノースカスケード国立

表1 アメリカ合衆国の国立公園におけるペットの規制

番号	国立公園名	全面禁止	紐で許可	規制なし	不明	禁止範囲					その他
						トレイル	公共建物	バックカントリー	ツアー	キャンプ場	
1	Acadia NP		○			一部	全面			一部	海水浴場は禁止。
2	American Samoa NP				○						
3	Arches NP		○			全面					
4	Badlands NP		○					一部			野生地域は禁止。
5	Big Bend NP				○						
6	Biscayne NP		○			全面			一部		ボートツアーは禁止。
7	Bryce Canyon NP				○						
8	Canyonlands NP		○			全面					
9	Capitol Reef NP		○			全面		全面			
10	Carlsbad Caverns NP		○			全面	全面	全面			洞窟内は禁止、洞窟及びバックカントリーに犬舎がある。
11	Channel Islands NP	○				全面	全面	全面	全面	全面	全面的に禁止。
12	Crater Lake NP		○			全面	全面				
13	Denali NP				○						
14	Everglades NP		○			全面		全面			バックカントリーでもプライベートボート内なら許可。
15	Gates of the Arctic NP&P		○								かごに入れた犬だけ連れていくことができる。
16	Glacier NP		○				一部				食堂、売店、ビジターセンターは禁止。
17	Glacier Bay NP&P		○				全面	全面		全面	ボートに乗る人は船の上に留めなければならない。
18	Grand Canyon NP		○			一部		全面			崖の下は禁止。犬舎を利用可能。ボートへの同伴禁止。
19	Grand Teton NP		○			全面	一部	全面	一部		道路から50フィート以内は許可。ビジターセンターは禁止。犬舎あり。Snake Riverのボート、Jackson Lake他のボート、レンジャーの解説活動(ツアー)は禁止。
20	Great Basin NP		○			全面	一部	全面			ビジターセンター、洞窟は禁止。
21	Great Smoky Mountains NP				○						
22	Guadalupe Mountains NP		○			全面	全面				
23	Haleakala NP		○					全面			
24	Hawaii Volcanoes NP		○			全面		全面			kipuka Nene キャンプグラウンドは禁止。
25	Hot Springs NP		○				全面				
26	Isle Royale NP	○				全面	全面	全面	全面	全面	公園と船上で全面禁止。
27	Katmai NP&P	○				全面	全面	全面	全面	全面	プライベートボートとNaknek川沿い1マイル以内は許可。
28	Kenai Fjords NP		○			全面					Exit Glacier 道路と駐車場では紐に繋いであれば許可。
29	Kings Canyon NP		○			一部	全面				自分のいるキャンプ場やロッジに近い遊歩道は許可。
30	Kobuk Valley NP				○						強く反対する。
31	Lake Clark NP&P				○						野生の熊を刺激する恐れがあるのでペットは家においてくることを勧める。
32	Lassen Volcanic NP		○			全面	全面	全面	全面		指定道路とキャンプ場と駐車場とピクニック園地のみ許可。
33	Mammoth Cave NP		○				一部				洞窟内とビジターセンターは禁止。犬舎が利用可能。
34	Mesa Verde NP		○			全面	全面	一部			
35	Mount Ranier NP	○				一部	全面	全面	全面	全面	道路とPacific Crest Trailで許可。
36	North Cascades NP	○				一部	全面	全面	全面	全面	Pacific Crest Trailを除いて園内では禁止。
37	Olympic NP	○				全面	全面	全面	全面	一部	指定道路と園地と許可指定オートキャンプ場から4分の1マイル以内は許可。他は全面禁止。
38	Petrified Forest NP		○			一部	全面	全面			馬は許可。ただし、植物を食ばさせることは禁止。
39	Redwood NP		○			全面		全面			
40	Rocky Mountain NP		○			全面		全面			指定道路や駐車場から100フィート以内は許可。指定駐車場とピクニックエリアは許可。
41	Sequoia NP		○			一部	全面				自分のいるキャンプ場やロッジに近い遊歩道は許可。
42	Shenandoah NP		○			一部	全面				
43	Theodore Roosevelt NP		○			全面	全面				馬はキャンプグラウンドとピクニックエリアとセルフガイドトレイルで禁止。
44	Virgin Islands NP		○							全面	公共の海岸とピクニックエリアは禁止。
45	Voyageurs NP		○			全面		全面			内陸の湖は禁止
46	Wind Cave NP				○						
47	Wrangell-St. Elias NP&P		○			全面	全面	全面			
48	Yellowstone NP		○			全面		全面			道路及び駐車場から100フィート以内において皮紐や鎖をつけた場合に許可。
49	Yosemite NP		○			全面	全面	全面		一部	砂浜は禁止。夏の間はペットを預けることができる。
50	Zion NP		○			全面	全面	全面			
	合計	6	36	2	6	34	26	26	9	9	

備考) この表は、1989年から1994年までに発行されたリーフレット、ガイドブック、広報紙、文献より作成した。詳しくは本文参照。

公園、オリンピック国立公園である。島が国立公園に指定されている場合や、また、地形や気候的理由で連れ込みを禁止していると考えられる。

ペットの規制範囲では、トレイルへの連れ込み禁止が34公園、公共建築物への禁止が26公園、バックカントリー<sup>10)</sup>への禁止が26公園、ツアー<sup>11)</sup>への参加禁止が9公園、キャンプ場の禁止が9公園である。これらの他に、ポートツアーや海岸への連れ込みを禁止している国立公園がある。ペットを連れ込むことを許可される場合も、駐車場や指定道路からの到達範囲が指定されている場合がある。国立公園の管理事務所側が、ペットを預かるための犬舎等を整備している場合もある。

#### 4. 連邦法における規制の状況

連邦法の条文を集大成した「Code of Federal Regulations」から「pets」を含む条文を検索したところ、60件存在した。その内国立公園に関係する条文は6件であった<sup>10)</sup>。「dog」を含む国立公園に関する条文は10件であり<sup>11)</sup>、「cat」を含む国立公園に関する条文は8件であった<sup>12)</sup>。条文の中で使用されているペットは、人に飼われている犬、猫、その他の動物を意味する。

各国立公園では、それぞれの地域の状況に応じて管理を行うほかに、法律の条文に規制の内容を明記している国立公園もある。また、個別の国立公園の規制を定める条文の他に国立公園全体に共通したペット規制に関する条文もある。これら条文は、個別に定めた条文と全体的に共通な条文を複合して運用するようになっている。

ペットに関する個別の条文を定めている6公園の規制状況を以下に示す。

- グランドキャニオン国立公園 (7.4条)
  - ・川の旅につれていくことはできない。
- ロッキーマウンテン国立公園 (7.7条)
  - ・指定道路や駐車場から100フィート以内は許可する。
  - ・指定された駐車場とピクニックエリアは許可する。
  - ・バックカントリーと指定トレイルは禁止する。
- セコイア国立公園とキングスキャニオン国立公園 (7.8条)
  - ・指定自動車道路からアクセス可能な集団施設地域より4分の1マイル以内は許可する
  - ・上記範囲を除いたトレイル、または園地は禁止する。
- イエローストーン国立公園 (7.13条)
  - ・指定道路や駐車場から100フィート以内は許可する。
  - ・指定トレイルと栈道は禁止する。
- オリンピック国立公園 (7.28条)
  - ・指定された公園道路と園地は許可する。
  - ・指定されたオートキャンプ場から4分の1マイル以内は許可する。
  - ・上記以外のトレイル、公園の土地は禁止する。
- アイル国立公園 (7.38条)
  - ・哺乳動物と犬と猫を公園地域に持ち込むことを禁止する。

上記の個別の条文の他に全体的に共通な規定が示されている。犬や猫などのペットに関する条文を整理すると、①本来の意味で愛玩動物としての扱いを記述した条文、②視覚障害や聴覚障害の人たちのためのガイド犬に関する条文、③狩猟行為を助けるための犬に関する条文、④アラスカなどでの移動の手段としての犬に関する条文、⑤法に従った役人が、それらの公式の仕事で犬を使う場合の条文、⑥公園内に居住する場合のペットの扱いに関する条文に分けることができる。①の条文の中で全体的なペットの利用規制に関する内容が記されており、②から⑥までは①の規制内容の別に定められているものである。

ペットを連れて一般的に利用する①の規制を箇条書きすると以下のようになる。

- 1) 公共の建築物、公共の交通機関、指定された海水浴場への連れ込み禁止
- 2) 木籠や鳥籠にいれたり、長さが6 m以内の紐で繋いでおくこと
- 3) ペットを放置してはいけない
- 4) ペットがほえたり、うなったりして公園の利用者や野生生物を脅かすようなことをしてはいけない。
- 5) ペットの排泄物を処分すること。
- 6) 逃亡したペットは捕まえられ、オーナーに諸経費が請求される。

公共の建築物や公共の交通機関はスペース的に狭く、単位面積当たりの利用者が多くなる頻度の高い空間である。海水浴場は肌を露出することの多い場所であり、爪や牙のあるような動物が人間に近づくことが危険があると考えられる。また、ペットは必ず、物理的に飼い主に拘束された状況でなければ、公園内に連れ込むことができないようになっている。公園内にペットを置いていくことも禁止となっている。

視覚障害や聴覚障害の人たちのためのガイド犬については、1)の連れ込み範囲に関する規制が解除されている。狩猟、移動の手段、公式の仕事の場合はそれぞれ国立公園以外の法律で定める範囲で緩和している。公園内に居住する場合のペットの扱いは、1)~6)までの要件を満たし、公園管理者の要望に従えば、ペットは飼うことができるが、これらの要件を違反することはできないことが明記されている。

## 5. むすび

アメリカ合衆国の50の国立公園におけるペットの利用規制の現状を整理すると共に、連邦法の条文中における国立公園のペットの利用規制の現状を明らかにした。

アメリカ合衆国の42公園で規制を行っていた。規制の特徴としては、①トレイル、公共建築物、バックカントリーへのペットの連れ込みを禁止、②紐で繋ぐか籠にいれ物理的に拘束すること、③ペットを放置しないこと、逃亡したペットは捕まえられ、オーナーに諸経費が請求される、などがあげられる。アメリカ合衆国では、きめの細かい利用規制が定められており、この規制に基づいた公園管理が実施されている。日本でも今後検討すべき課題と考えられる。

### 引用参考文献及び補注

- [1] 師岡文男訳 (1991) : アメリカ人のアウトドアレクリエーション—アメリカ人の野外活動に関する大統領諮問委員会報告—, 社団法人日本観光協会, p.19
- [2] National Park Service(1995):Electronic Visitor Center Frequently Asked Questions about the National Park Service [3] 前掲著 [4] 前掲著
- [5] 調査時点では50の国立公園しか存在せず、その後新たに国立公園に追加され現在の数になる。
- [6] National Geographic Society(1989):National Geographic's Guide to National Parks of United States, pp.432
- [7] National Park Foundation(1990):The complete Guide America's National Parks, pp.594
- [8] 公園施設や利用拠点が存在しないような奥地。
- [9] レインジャーによる野外解説活動が行われる小旅行、宿泊を伴うガイドツアーもある。
- [10] 6件は、Code of Federal RegulationのTitle34の1.4条、2.15条、7.4条、7.7条、7.70条、34.5条である。
- [11] 10件は、Code of Federal RegulationのTitle34の1.4条、2.15条、7.4条、7.7条、7.8条、7.13条、7.28条、7.38条、7.70条、13.46条である。
- [12] 8件は、Code of Federal RegulationのTitle34の1.4条、7.4条、7.7条、7.8条、7.13条、7.28条、7.38条、7.70条である。